

神奈川県内の中小企業にお勤めの方、
自営業の方、そのご家族へ

祝寿共済保険

しゅくじゅ きょうさいほけん

はくじゅ
白寿

(1,300円コース)

加入年齢 満**55**歳～**80**歳

満**99**歳まで保障

ひったくりや犯罪被害にも
お見舞金

ケガや交通事故での入院
1日**7,000**円



 **福祉振興財団**

一般財団法人 神奈川県経営者福祉振興財団

神奈川県内の中小企業の経営者、中小企業にお勤めの方、自営業の方、またそのご家族の皆様までご加入いただけます。家庭内、外出先、ご旅行中（国内外）、お仕事中のあらゆるケガを24時間保障し、多発するひったくりや犯罪被害に備えた見舞金など充実した保障内容です。

祝寿共済保険 白寿（1,300円コース）はシニア世代を応援するケガの保障です。

| 保障内容 | | 月額保険料 1,300 円 |
|----------------------------|---------------------------------|---|
| 死亡保険金 （浴槽内溺死見舞金） | 事故（ケガ）により 死亡 されたとき | 300 万円 （100万円） |
| 後遺障害給付金 | 事故（ケガ）により 後遺障害 が残ったとき | 1級 200 万円 ~ 6級 20 万円 |
| 入院給付金 | 事故（ケガ）により 入院 したとき | （事故日から180日間） 1日につき 7,000 円 |
| 手術給付金 | ケガの治療のため 手術 を受けたとき | 1事故につき 50,000 円 |
| 犯罪被害者見舞金 | 犯罪被害 にあったとき | 死 亡 死亡保険金と合わせて 500 万円 後遺障害 後遺障害給付金（最高） 400 万円 と合わせて |
| ひったくり被害見舞金 | ひったくり被害 にあったとき | 1事故につき 50,000 円 |

福祉振興財団は、シニアライフを充実させる様々なサービスを提供しています。

1 国内リゾート施設

全国40ヶ所以上のリゾート施設が、特別料金でご利用できます。

1名1泊素泊り **2,900円**~



2 グリーンカードで割引・優待

約3,600施設と提携しているサービスカードをご加入者に発行します。

例えば…

- 有名デパートや専門店でのお買い物
- 防災用品や介護用品の購入
- 日本各地のホテル・旅館
- 歌舞伎やミュージカル、コンサートのチケットなど



最大60%OFF

※施設数、割引率は全て平成26年4月現在で表示しています。

3 節目節目で長寿をお祝い



もしものケガの備えに、満99歳まで保障

高齢者の家庭内事故の特徴

シニア世代にとって、事故(ケガ)は予想をはるかに超えた現実です。

特徴 1 不慮の事故死の約7割は65歳以上の高齢者です。事故の原因では「**家庭内の不慮の事故死**」が「**交通事故死**」の約2.7倍です。

不慮の事故死全体 37,756人



約7割が65歳以上

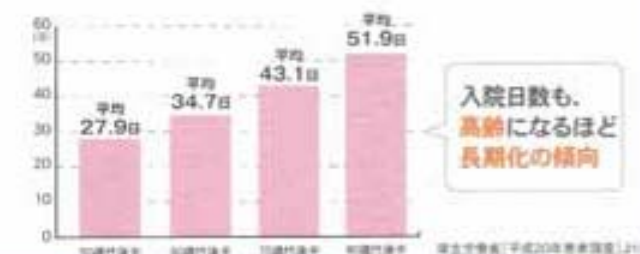
■65歳以上の高齢者の「不慮の事故死」の割合



厚生労働省「平成21年人口動態統計」より

特徴 2 いま年齢とともにケガの頻度・程度ともに増大しています!

■年齢層別入院患者数(ケガによる入院)



【保障の主な内容】

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|------------|--|---------------------------------------|--|
| 死亡保険金 | 保険期間中に生じた「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に傷害(ケガ)を被った場合で、事故の日から180日以内に、そのケガを直接の原因として死亡されたとき。 | 300万円 | 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為/自動車等の無資格・飲酒運転/疾病・脳疾患・心神喪失/妊娠・出産・早産・流産・外科的手術等の医療過誤(事故に伴うものを除く)/大気汚染・水質汚濁等の環境汚染/刑の執行/戦争、武力行使、革命等の事変や暴動/放射線照射や放射能汚染/地震、噴火またはこれらによる津波/他覚症状のないむちうち症および腫瘍/細菌性・ウイルス性食中毒/ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング等の危険な運動中の事故 |
| 浴槽内溺死見舞金 | 保険期間中に被保険者が浴槽内にて溺死した場合で死亡診断書等に記載された死因の種類が「その他及び不詳の外因」であったとき。ただし、浴槽内溺死見舞金をお支払いする場合は、死亡保険金はお支払いしません。 | 100万円 | など |
| 後遺障害給付金 | 保険期間中に生じた「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に傷害(ケガ)を被った場合で、事故の日から180日以内に、そのケガを直接の原因として後遺障害が生じた場合。 | 後遺障害の程度に応じ 1級 200万円 ～6級 20万円 | など |
| 入院給付金 | 保険期間中に生じた「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に傷害(ケガ)を被った場合で、そのケガの治療のために、医師の診断に基づき病院または診療所に入院されたとき。(事故の日から180日以内) | 実入院日数 1日につき 7,000円 | など |
| 手術給付金 | 入院給付金がお支払される場合で、そのケガの治療のため所定の手術を受けられた場合。 ※ただし、単なる皮膚縫合、抜釘術および検査のための手術は除きます。 | 1事故につき 50,000円 | など |
| 犯罪被害者見舞金 | 死亡保険金または後遺障害給付金がお支払される場合で、その傷害の直接の原因が日本国内における犯罪行為によるものであった場合。 | 死亡 200万円 後遺障害 1級 200万円 ～6級 20万円 | 上記(保険金をお支払いできない主な場合)に加え、被保険者と加害者の間に親族関係がある場合/被保険者に当該犯罪行為を誘発する行為があった場合 |
| ひったくり被害見舞金 | 日本国内において、保険期間中に第三者による路上での強盗およびひったくりの被害に遭い、その被害について所轄の警察署へ届出がなされた場合。 | 1事故につき 50,000円 | 紛失・遺忘れ・すり・置き引き・窃盗・横領/保管中の事故/契約者、被保険者の故意、重大な過失/戦争・内乱等、放射能汚染、地震・噴火に随伴して生じた事故/警察へ無届の場合 |

後遺障害等級別給付金額表

| 給付金および見舞金 | 第1級 | 第2級 | 第3級 | 第4級 | 第5級 | 第6級 |
|--------------------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 後遺障害給付金 | 200万円 | 140万円 | 100万円 | 60万円 | 40万円 | 20万円 |
| 犯罪被害者見舞金のうち後遺障害の場合 | 200万円 | 140万円 | 100万円 | 60万円 | 40万円 | 20万円 |

ご加入に際して

●ご加入対象者

神奈川県内の中小企業の経営者、従業員およびそれらの家族のうち、加入申込日現在満55歳から満80歳までの健康で正常な日常生活を営んでいる方で、かつ「かながわ福利厚生会」会員の方がご加入できます。なお、「中小企業」および「それらの家族」の定義は、次のとおりです。

| 定 義 | |
|--------|--|
| 中小企業 | 常時雇用する従業員の数が300人以下の企業または資本金の額もしくは出資金の総額が3億円以下の企業 |
| それらの家族 | 神奈川県内の中小企業の経営者あるいは従業員の配偶者(内縁関係にある者を含みます。)および中小企業の経営者あるいは従業員が民法に定める扶養義務を負う者 |

●ご加入の診査

ご加入時に医師の診査はありません。

※申込書の記載内容等により、本財団において引受判定をいたします。

●ご加入の手続き

所定の保険契約申込書に必要事項をご記入のうえお申込みください。ただし、被保険者1名につき1加入が限度となります。

●保険金等の受取人

お申込み時の保険金等の受取人を次のとおりとします。

| 保険金等の種類 | 保険金等の受取人 |
|-----------------|---|
| 死亡保険金 | 被保険者の遺族もしくは契約者 |
| 浴槽内溺死見舞金 | ※被保険者の遺族とは、労働基準法施行規則第42条から第45条の遺族の補償を受ける順位とします。 |
| 犯罪被害者見舞金(死亡の場合) | |
| 上記以外 | 被保険者もしくは契約者 |

●保険始期日(保障の開始)

保険契約申込書が毎月の申込締切日までに本財団に到着した場合、翌月1日の午前0時に保障が開始されます。なお、保障開始日前に生じた事故により被った傷害は保障の対象となりません。

●保険期間(保障期間)

保険始期日から翌年応当日の前日(満期日)までの1年間が保険期間となります。翌年以降のご契約については、保険期間の満期日からその日を含めて30日前までに契約者または本財団のいずれか一方より別段の意思表示がない限り、自動的に更新されます。

●保障の終了

被保険者の満99歳の誕生日の属する月の末日をもって保障は終了いたします。

●保険料の払い込み

初回保険料は保険始期日の属する月の17日(振替日)、2回目以降の保険料は毎月17日(振替日)にご指定の金融機関からの口座振替により払込みいただけます。

(振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)

※初回保険料のお振替ができなかった場合、翌月振替日に2か月分の保険料をお振替いたします。ただし、当該振替ができなかった場合にはご契約は解除となり、保障の対象となる事故が発生していた場合も保険金はお支払いできません。

●保険証券の発行

保険始期日(保障の開始)の月末に発行いたします。

●脱退(解約等)時の払戻金等

この保険契約には、ご契約の解約に伴う解約返戻金、満期返戻金および契約者配当金はありません。

被保険者がケガをされた場合など

被保険者に、保険金等のお支払事由が生じた場合には、事故の日から30日以内に本財団にその詳細をご連絡ください。

本財団より、「保険金請求書」等の必要書類をお送りいたします。

ひったくり被害に遭われた場合のお願い

所轄の警察署に被害の届け出を行い、事故に関する証明を受けてください。この証明書が提出されないときは、ひったくり被害見舞金をお支払いできません。

「犯罪被害」の定義

犯罪被害者見舞金にかかわる犯罪被害とは、日本国内において行われた被保険者の生命または身体を害する犯罪行為(通り魔殺人等の故意の犯罪)による被保険者の死亡または後遺障害をいいます。

※被保険者と加害者の間に親族関係がある場合や、被保険者に当該犯罪行為を誘発する行為があった場合などは犯罪被害に該当しません。

「かながわ福利厚生会」

「かながわ福利厚生会」は、会員の福祉の向上並びに生活の安定を目指し、地域社会の発展に寄与することを目的としています。当会は、運営団体である一般財団法人 神奈川県経営者福祉振興財団が実施する各種事業の普及・推進のひとつであり、会員の皆様には保養施設などをご利用いただくことができます。

「祝寿共済保険 白寿(1,300円コース)」は、「かながわ福利厚生会」の会員を対象とした共済保険です。当会会員でない方は、「祝寿共済保険 白寿(1,300円コース)」ご加入に際し、当会へのご入会(会費不要)をお願いいたします。

口座振替指定金融機関 (平成26年3月現在)

- | | | | | | |
|------------|----------------------------------|-----------|----------|------------|-------------|
| ● 横浜銀行 | ● スルガ銀行 | ● みずほ銀行 | ● りそな銀行 | ● 三井住友銀行 | ● 三菱東京UFJ銀行 |
| ● 神奈川銀行 | ● 東日本銀行 | ● 東京スター銀行 | ● 八千代銀行 | ● 三井住友信託銀行 | ● 横浜信用金庫 |
| ● かながわ信用金庫 | ● 湘南信用金庫 | ● 川崎信用金庫 | ● 平塚信用金庫 | ● さがみ信用金庫 | ● 中栄信用金庫 |
| ● 中南信用金庫 | ● さわやか信用金庫 | ● 城南信用金庫 | ● 多摩信用金庫 | ● 山梨信用金庫 | ● 相愛信用組合 |
| ● 中央労働金庫 | ● 神奈川県内の農業協同組合(三浦市農協・神奈川一鶴農協を除く) | | | | ● ゆうちょ銀行 |

※このパンフレットは「祝寿共済保険 白寿(1,300円コース)」の概要のご説明となります。ご契約に際しては、「祝寿共済保険 白寿(1,300円コース)ご契約のしおり」の内容(「個人情報のお取り扱い」に関する重要事項等)および「かながわ福利厚生会会則」を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。なお、ご不明な点は本財団までお問い合わせください。

一般財団法人 神奈川県経営者福祉振興財団

〒231-8525 横浜市中区元浜町4-32

TEL(045)671-7101(代) FAX(045)664-7597

お問い合わせ

0120-180890

http://www.navida.ne.jp/